

# 令和8年度第1回 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について



秋田市上下水道局  
マスコットキャラクター  
(水乃環太朗:カンちゃん)

令和8年4月21日 秋田市上下水道局

# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

# 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応

意見内容	対応
1 ・改正の内容について、早めの広報、市民が意見を出せる環境が必要ではないか ・パブコメや説明会など、理解を深める場を設けて頂きたい	・HP、SNS、広報あきた、検針時チラシ配布による周知の実施 ・審議会資料をもとに作成した動画を秋田市公式YouTubeで配信 ・HPに意見入力フォームを設置 ・各SCに意見募集箱を設置 【p. 5-8参照】
2 ・これまでのコスト縮減策、今後の自助努力の取組について、アピールした方がよい	・これまでの取組と今後の業務の効率化を整理 【p. 9参照】
3 ・総括原価の信頼性を確認するため、令和7~8年度の値を併記してはどうか	・総括原価の表に令和6~8年度の値を併記 【p. 15-16参照】
4 ・改定の基本方針について、やむを得ず資産維持費の一部を先送りしたことによる将来負担の増など、改定率等を採用した考え方を整理して頂きたい	・改定率等を採用した考え方、将来負担増の課題などを改定の基本方針に追記 【p. 21、p. 41参照】

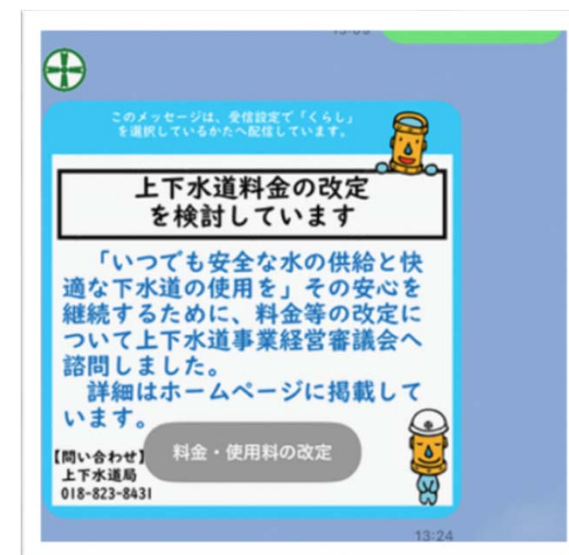
# 1-1 市民への情報発信

- ・審議会の開催状況、よくある質問などをホームページ、SNSで公開
- ・審議会資料をもとに作成した動画を秋田市公式YouTubeで配信
- ・各サービスセンターにチラシ等を掲示



YouTubeで動画配信

X (旧Twitter)

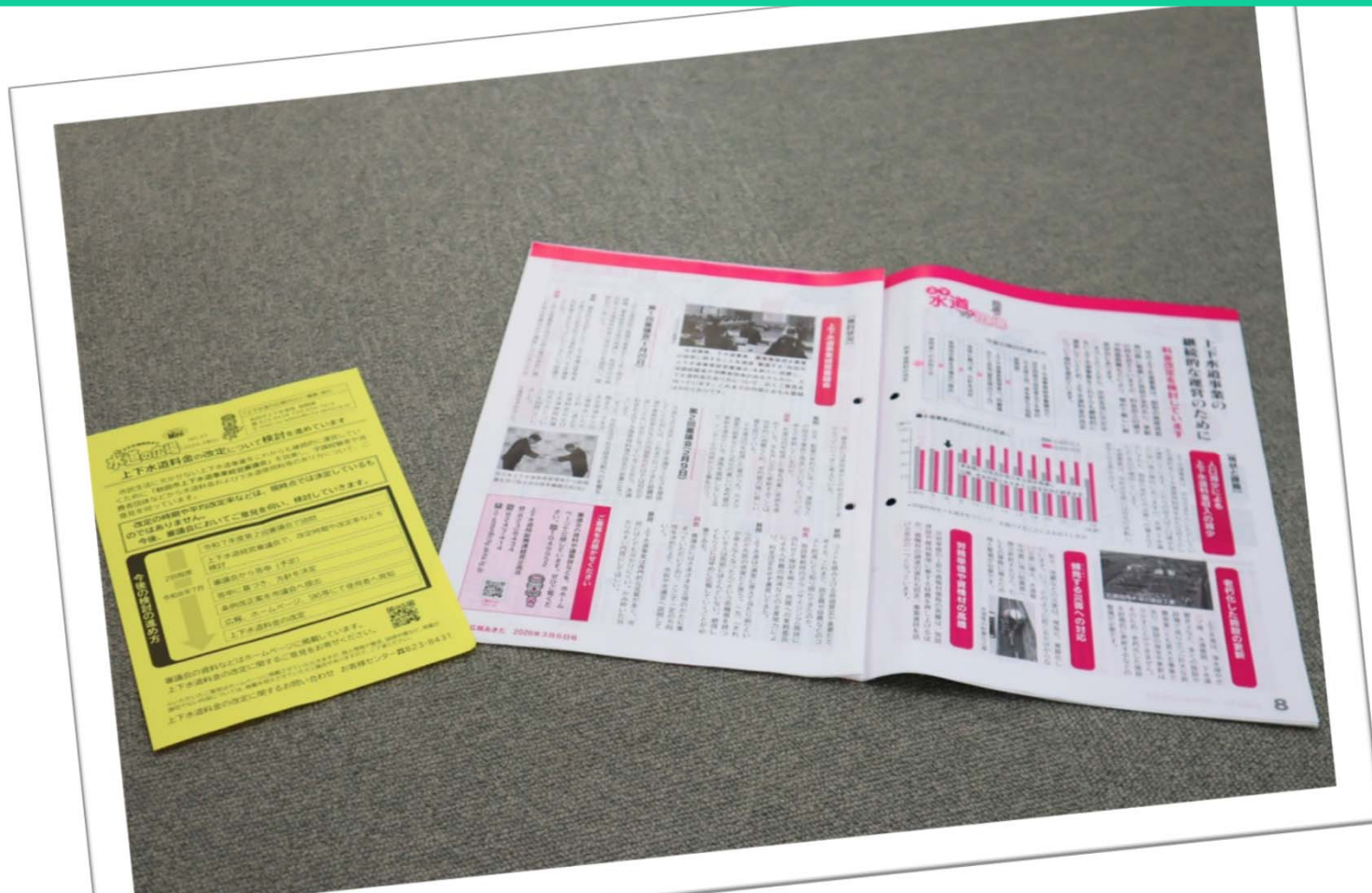


秋田市公式



## 1-1 市民への情報発信

- ・広報あきた3/6号（特集ページ：上下水道の広場）
- ・検針時チラシの配布（R8年4～5月、条例改正後も2回程度予定）



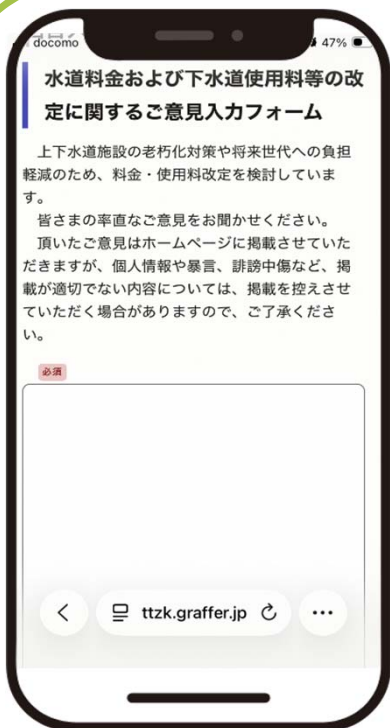
【左】検針時チラシ（145,000部配布）、【右】広報あきた（137,000部配布）

## 1-2 市民からの意見募集

- ・ホームページ上に、ご意見入力フォームを設置 (R8.2.19~)
- ・各サービスセンター9か所に意見募集箱を設置 (R8.3.18~)



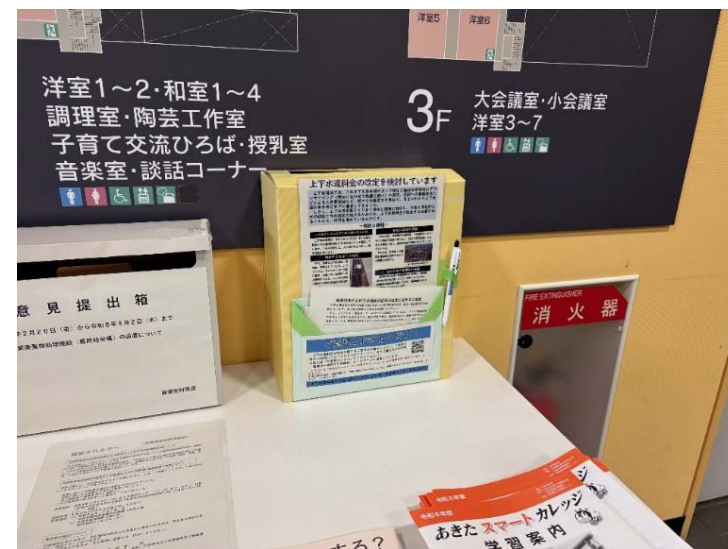
頂いた意見とその対応について、定期的にホームページで公開



フォームへのコード



ご意見入力フォーム



サービスセンター設置  
の意見募集箱

## 1-3 主な意見

老朽化対策などの  
必要性は理解できるが、  
物価高で大変な中、  
大幅な値上げは生活に  
大きな負担になるので、  
避けてほしい。

いろいろな事情があつての  
水道料金だということは、  
重々承知しているが、  
正直高いので、  
物価高騰の中、  
安くなるとありがたい。

水は人が生きる上で  
基本的なインフラであり、  
40%近くの値上げは、  
低所得者にはとても  
耐えられない。

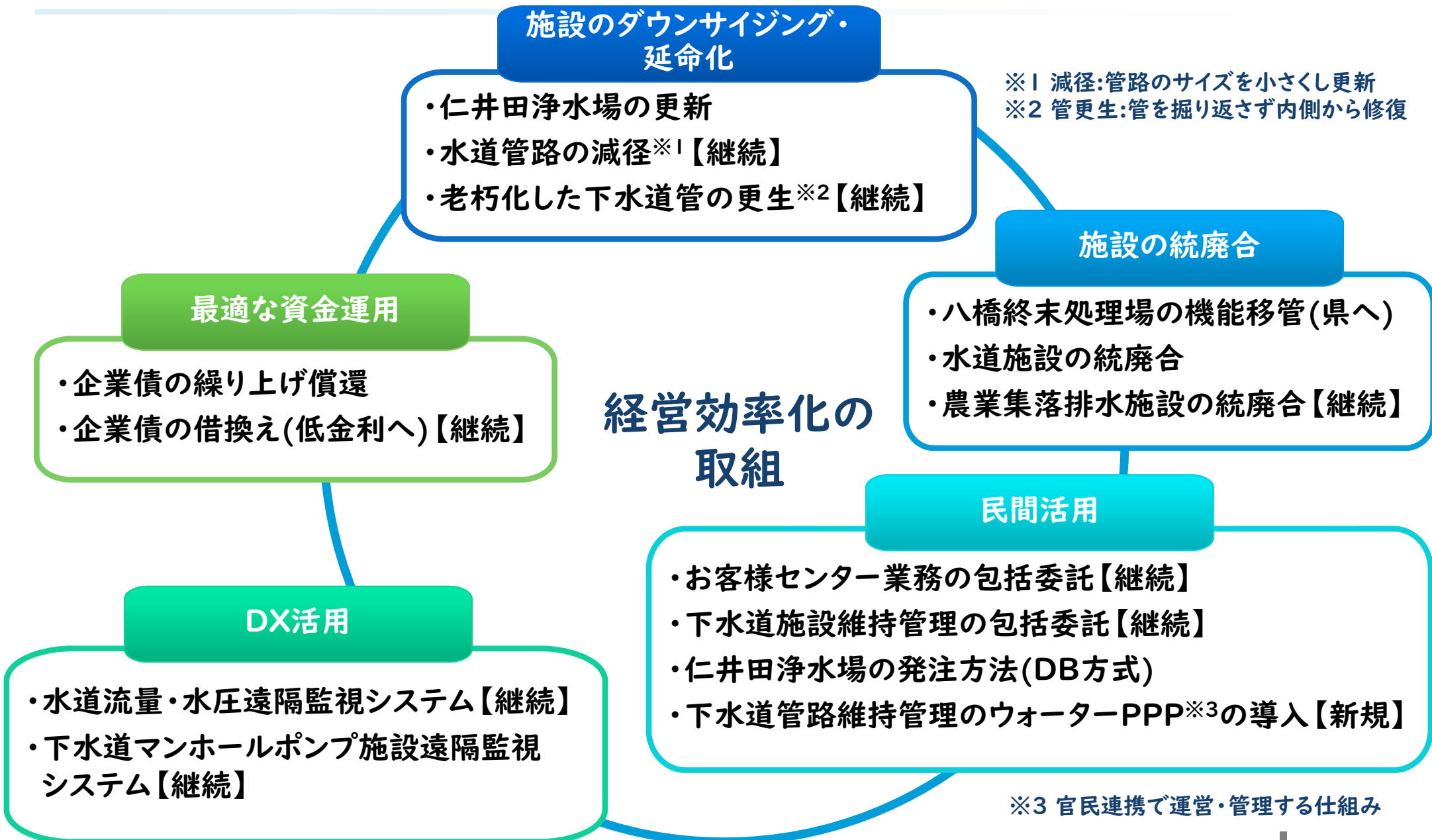
これまで頂いた意見

今現在秋田にいる人  
に対して何もして  
くれないのに、  
この物価高騰の中、  
給料も変わらないのに  
ライフラインの値上げ  
は考えられない。

いくらになるのか、  
具体的な値上げ額が  
知りたい。

安全に上下水道を  
利用するためにかかる  
費用の負担増は、  
仕方がないことだと  
理解します。

# 1-4 経営効率化の取組



# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 **今回の審議ポイント**
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

## 2-1 今回の審議ポイント

### 【改定の基本方針】

改定時期 令和9年4月1日

算定期間 3年間(令和9~11年度)

平均改定率 水道料金 ……約39%

下水道使用料 ……約23%

具体的な料金・使用料表の  
改定案を見ながら、  
改定の基本方針を審議

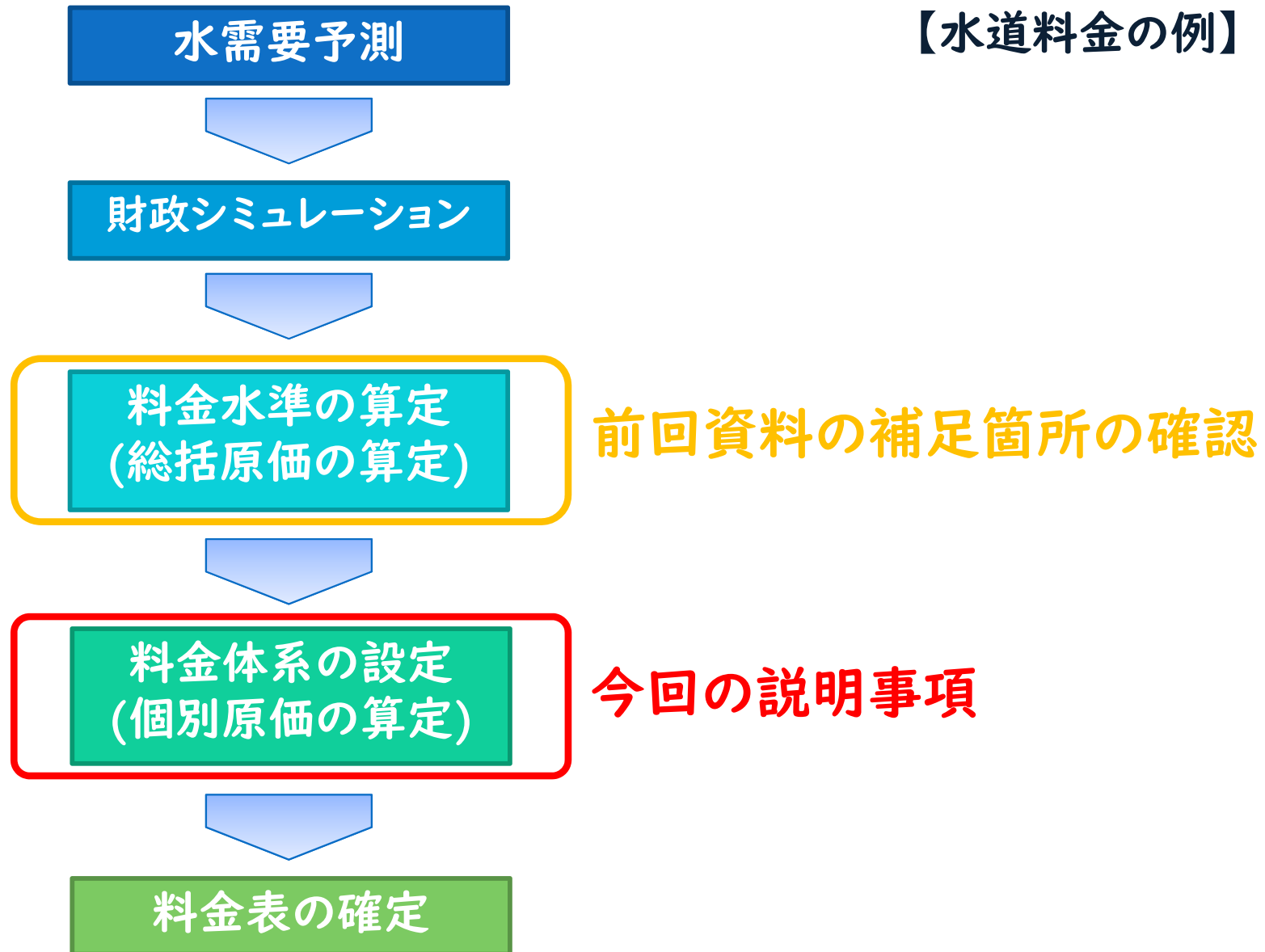
### 【料金・使用料表の検討】

- ・改定案の表を提示
- ・改定前後の比較

**今回、改定の基本方針と料金・使用料表の大枠を確認**

※詳細については、次回以降も継続して審議の上、答申までに決定

## 2-2 今回の審議ポイント



# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）**
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

# 3-1 現行料金での財政シミュレーション

実績から今後までを通して確認できるように  
R6決算、R7決算見込み、R8当初予算を追加



		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収益的収支	収益的収入	70	69	71	71	70	70	70	69	69	68	68	68	68
	収益的支出	65	66	73	79	87	96	97	98	94	94	92	94	95
	当年度純損益	5	3	△2	△8	△17	△26	△27	△29	△25	△26	△24	△26	△27
	累積欠損金	0	0	0	0	0	△18	△45	△74	△99	△125	△149	△175	△202
資本的収支	資本的収入	51	123	107	73	28	15	14	13	12	11	13	25	20
	資本的支出	86	169	152	111	62	50	51	51	49	50	52	73	65
	資金収支不足額	△35	△46	△45	△38	△34	△35	△37	△38	△37	△39	△39	△48	△45
資金残高		109	95	80	64	38	12	△18	△49	△77	△105	△133	△170	△206

※仁井田浄水場の更新工事の完成時期を令和10年度に設定

## 3-2 総括原価の算定

実績から今後までを通して確認できるように  
R6決算、R7決算見込み、R8当初予算を追加

### ア 資産維持費を含まない総括原価

(億円)

費用		例	R6決算	R7見込	R8当初	R9	R10	R11		
営業費用	維持管理費	原浄水部門	固定費	浄水場の修繕	7.0	7.7	9.8	10.6	9.7	8.1
			変動費	浄水処理薬品、電気	4.2	4.6	4.9	5.6	6.1	6.1
	配給水部門	固定費	漏水修理等	11.8	11.6	13.1	13.7	14.3	14.8	
		変動費	ポンプ場の電気	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	一般管理 業務部門	検針・集金	検針員委託費	5.1	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	
		控除項目	下水道窓口費用分	△2.9	△3.1	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1	
		その他	庁舎管理、広報、保険料等	3.7	3.0	3.4	3.4	3.4	3.4	
	減価償却費		資産の減少分	26.3	26.3	25.7	26.2	26.5	37.4	
	資産減耗費		施設の撤去費等	2.0	1.0	0.9	0.9	6.5	5.4	
	合計			57.4	57.9	60.5	63.1	69.2	77.9	
資本費用	支払利息		企業債の利息	2.6	3.2	5.3	8.6	10.5	10.9	
	資産維持費			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	合計			2.6	3.2	5.3	8.6	10.5	10.9	
控除項目		雑収益、利息	△0.7	△0.6	△0.5	△0.4	△0.4	△0.4		
利益積立金取崩額			0.0	0.0	0.0	△8.8	△17.5	△6.7		
総括原価			59.3	60.5	65.3	62.5	61.8	81.7		

※R7~8年度の維持管理費は、一部修繕引当金を充当しているため、費用が抑えられている。

スライドの追加  
R18年度まで総括原価を追加

## 3-2 総括原価の算定

### ア 資産維持費を含まない総括原価

(億円)

費用		R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
営業費用	維持管理費	原浄水部門	固定費	8.6	8.0	8.4	8.7	8.3	8.5	9.3
		変動費	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
	配給水部門	固定費	14.6	14.5	14.9	14.6	14.3	15.8	15.8	
		変動費	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	一般管理業務部門	検針・集金	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	
		控除項目	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1	△4.1	
		その他	3.7	3.4	3.4	3.4	3.4	3.7	3.4	
	減価償却費		37.8	38.1	38.2	38.3	38.0	37.7	37.8	
	資産減耗費		5.4	6.2	1.7	1.3	0.8	0.8	0.8	
	合計		78.9	79.0	75.4	75.1	73.6	75.3	75.9	
資本費用	支払利息		11.1	11.2	11.3	11.3	11.2	11.2	11.4	
	資産維持費		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	合計		11.1	11.2	11.3	11.3	11.2	11.2	11.4	
控除項目		△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4		
利益積立金取崩額		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
総括原価		89.6	89.8	86.3	86.0	84.4	86.1	86.9		

## 3-2 総括原価の算定

### イ 算定期間の検討

【資産維持率0%の場合】

初回改定率が最も抑えられる算定期間3年を採用  
 ※(新)仁井田浄水場の稼働後に発生する減価償却費の算入額を抑えることにより、改定率を抑制

採用

(億円)

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14
給水収益(現行)	①		168.2		199.3※ <sup>2</sup>
総括原価	②		206.0		265.7
改定率(目安)※ <sup>1</sup>	$(②-①)/①$		約23%		約33%

算定期間(4年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13~16
給水収益(現行)	①		223.0			282.6※ <sup>2</sup>
総括原価	②		295.6			346.5
改定率(目安)※ <sup>1</sup>	$(②-①)/①$		約33%			約23%

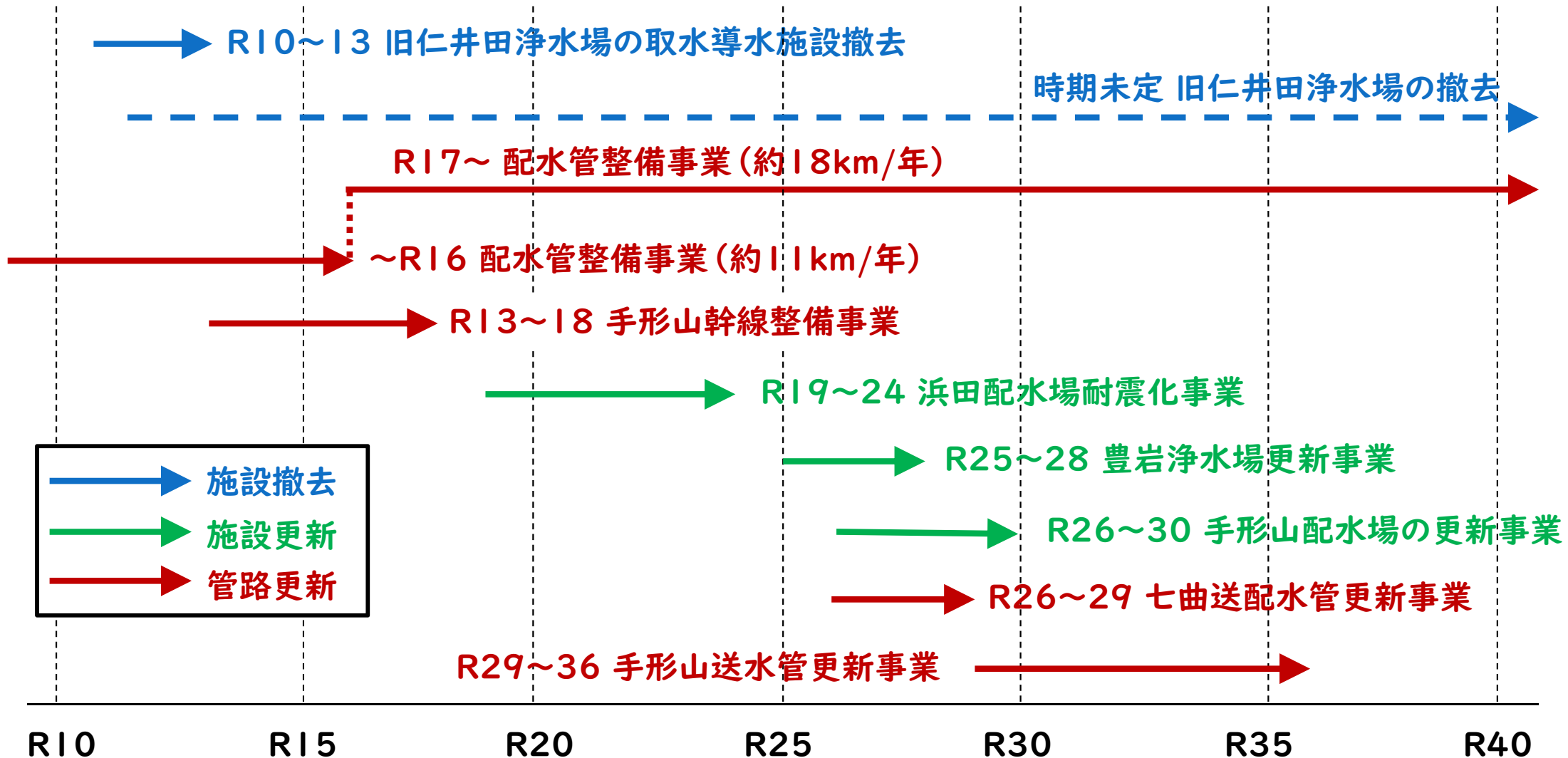
算定期間(5年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13	R14~18
給水収益(現行)	①			277.3			363.8※ <sup>2</sup>
総括原価	②			385.4			429.7
改定率(目安)※ <sup>1</sup>	$(②-①)/①$			約39%			約18%

※<sup>1</sup> ここでの改定率(目安)は資産維持費を含んでいない

※<sup>2</sup> 改定後の見込み

## 3-2 総括原価の算定

### ウ 今後予定している主な事業



## 3-2 総括原価の算定

### エ 資産維持率の検討

算定期間内の平均料金回収率  
100%以上を維持できる  
資産維持率1.5%を採用

資産維持費=対象資産(約590億円)×資産維持率

※対象資産には(新)仁井田浄水場分を含んでいない【改定率を抑制】。

(億円)

資産維持率		3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%
営業費用		210.2	210.2	210.2	210.2	210.2	210.2	210.2
資本費用	支払利息	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	資産維持費	53.1	44.2	35.4	26.5	17.7	8.8	0.0
控除項目		△1.2	△1.2	△1.2	△1.2	△1.2	△1.2	△1.2
利益積立金取崩額		△33.0	△33.0	△33.0	△33.0	△33.0	△33.0	△33.0
総計		259.1	250.2	241.4	232.5	223.7	214.8	206.0
給水収益		168.2	168.2	168.2	168.2	168.2	168.2	168.2
改定率(目安)		約54%	約49%	約45%	約39%	約33%	約28%	約23%
料金回収率		111.9%	108.1%	106.5%	100.5%	96.6%	94.3%	89.0%

採用

### 3-3 総括原価の算定

#### 才 算定期間および総括原価のまとめ

※今回の料金改定に資産維持費を考慮した場合、給水収益が増えるため、R12予定の改定率は下がる。(約33%→約30%)  
 ※ただし、(新)仁井田浄水場に係る減価償却費や資産維持費の総括原価に占める割合を、今回改定より増加する必要が生じた場合は、この限りではない。

【資産維持率0%の場合】

(億円)

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14
給水収益	①	168.2 (現行料金)			199.3 (初回改定後)
総括原価	②	206.0			265.7
改定率(目安)	$(②-①)/①$	約23%			約33%

【資産維持率1.5%の場合(新浄水場分を除く)】

採用

(億円)

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14
給水収益	①	168.2 (現行料金)			225.0 (初回改定後)
総括原価	②	232.5			292.4
改定率(目安)	$(②-①)/①$	約39%			約30%

## 3-3 料金改定の基本方針

設定理由等を整理

項目	設定	設定理由
料金算定手法	総括原価方式	
改定時期	令和9年4月1日	経営の安定性と周知期間の確保を考慮し設定
算定期間	3年間 (令和9~11年度)	最も改定率を抑えられる3年を採用 ※総括原価に占める(新)仁井田浄水場分の減価償却費の割合を抑えたことから、次回改定における総括原価は大きくなり、改定率は上昇する。
資産維持費	対象資産×1.5%	平均改定率を抑えるため、対象資産に(新)仁井田浄水場分を含めていないほか、資産維持率を標準3%から1.5%に抑制 ※資産維持率の低減により、改築更新等の事業実施にあたっては、資金の取崩しが必要。 →改定後も、資金残高は毎年減少する見込み。
平均改定率	約39%	
改定による 経営効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定期間内に発生する累積赤字の解消</li> <li>・算定期間内の平均料金回収率100%の確保</li> </ul>	

※平均改定率は、以降の料金表の検討により、増減する。

# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）**
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

## 4-1 料金体系の考え方

### ア 現行の水道料金と改定の方向性

項目		現行	改定の方向性
基本 料金	基本水量	なし	継続
	料金の種類 (用途別、口径別)	口径別料金 (一部用途別:公衆浴場)	継続
	基本料金の割合	約34%	維持
従量 料金	逡増度 (最高単価/最低単価)	4.93	維持

**基本水量:**基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず料金を定額とする制度

**逡増度:**急激な人口増加、高度経済成長に対応し、大量に水を使用する事業者の使用量の抑制を図ることを目的に導入された制度

## 4-2 料金体系の検討

### ア 改定ケースの考え方

**case2 (現行料金×平均改定率) を基本に検討**  
 ※全ての利用者が一律の改定となり、負担の公平性が高い。  
 ※小口利用者の負担に配慮した現行の料金体系を継承。

	現行 料金体系	case1 算定要領	case2 現行×平均改定率	case3 逓増度を緩和
試算方法	—	水道料金算定要領に基づく	現行料金表 ×平均改定率	case2の 逓増度を緩和
基本料金	—	需要家費と固定費の一部を負担	現行料金表 ×平均改定率 10円未満切上げ	case2の 端数切上
従量料金	—	水量によらず 単価を均一	現行料金表 ×平均改定率	case2の 逓増度を緩和
逓増度	4.93	1.00	4.96	2.46
特徴	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平感が高い</li> <li>・改定率は、小口利用者が高くなり、大口利用者が低くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者全員の改定率が同じ</li> <li>・逓増度は現行と同程度</li> <li>・小口利用者の負担に配慮した現行の料金体系を継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小口利用者の改定率が平均改定率より高い</li> <li>・大口利用者の改定率が平均改定率より低い</li> </ul>
判定	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行と比べ、小口利用者の負担が大きくなりすぎる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての利用者が一律の改定となり、負担の公平性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行と比べ、小口利用者の負担が大きくなりすぎる</li> </ul>
		×	○	△

需要家費 : 需要家(利用者)の数で増減する費用(例:検針、集金、メーター費用)

固定費 : 需要家、水量により増減しない費用(例:施設維持管理費、減価償却費)

## 4-2-1 現行水道料金表

現行の料金体系は、一般家庭の負担軽減を図るため、  
1~20<sup>m</sup>の従量料金を安価に設定している

平成8年4月1日改定  
1か月分【税抜き・円】

	口径	基本 料金	従量料金 (1 <sup>m</sup> につき)					
			1~ 10 <sup>m</sup>	11~ 20 <sup>m</sup>	21~ 50 <sup>m</sup>	51~ 100 <sup>m</sup>	101~ 200 <sup>m</sup>	201 <sup>m</sup> 以上
一般用	13mm	700	55	135	190	220	245	271
	20mm	1,200						
	25mm	2,700	190			220	245	271
	40mm	7,800						
	50mm	13,300						
	75mm	30,000						
	100mm	50,000						
	150mm	110,000						
	200mm	160,000						
浴場用	同上口径による	61						

逡増度:4.93 (最高単価/最低単価)

## 4-2-2 case I 算定要領に基づく料金表

従量料金の水量区画は1区画で  
使用水量に関わらず単価は同じ

1か月分【税抜き・円】

	口径	基本 料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)					
			1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 20m <sup>3</sup>	21~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般用	13mm	841	182					
	20mm	1,882						
	25mm	2,916						
	40mm	7,739						
	50mm	12,410						
	75mm	29,447						
	100mm	53,822						
	150mm	127,964						
	200mm	234,278						
浴場用	同上口径による							

逡増度: 1.00 (最高単価/最低単価)

## 4-2-3 case2 現行料金表×1.39

現行の料金体系を継承するため、1~20m<sup>3</sup>の従量料金は安価に設定(一般家庭の負担を軽減)

1か月分【税抜き・円】

	口径	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)						
			1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上	
一般用	13mm	980	76	188	264	306	341	377	
	20mm	1,670							
	25mm	3,760	10円未満 切上げ						
	40mm	10,850							
	50mm	18,490							
	75mm	41,700							
	100mm	69,500							
	150mm	152,900							
	200mm	222,400							
浴場用	同上口径による		76						

逡増度:4.96 (最高単価/最低単価)

## 4-2-4 case3 現行料金表×1.39を逓増度緩和

逓増度を抑えるため、従量料金の最大と最小の差が小さくなるよう調整

1か月分【税抜き・円】

	口径	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)					
			1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般用	13mm	1,000	110	187	263	271		
	20mm	1,700						
	25mm	3,800						
	40mm	11,000						
	50mm	18,400						
	75mm	42,000						
	100mm	70,000						
	150mm	153,000						
	200mm	222,400						
浴場用	同上口径による		110					

逓増度:2.46 (最高単価/最低単価)

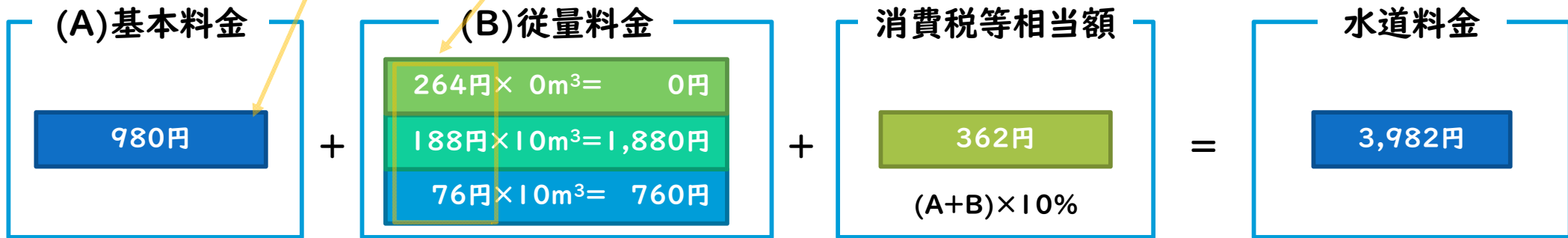
# 4-2-5 1か月13mm 20m<sup>3</sup>使用の場合の計算例

## case2

1か月分【税抜き・円】

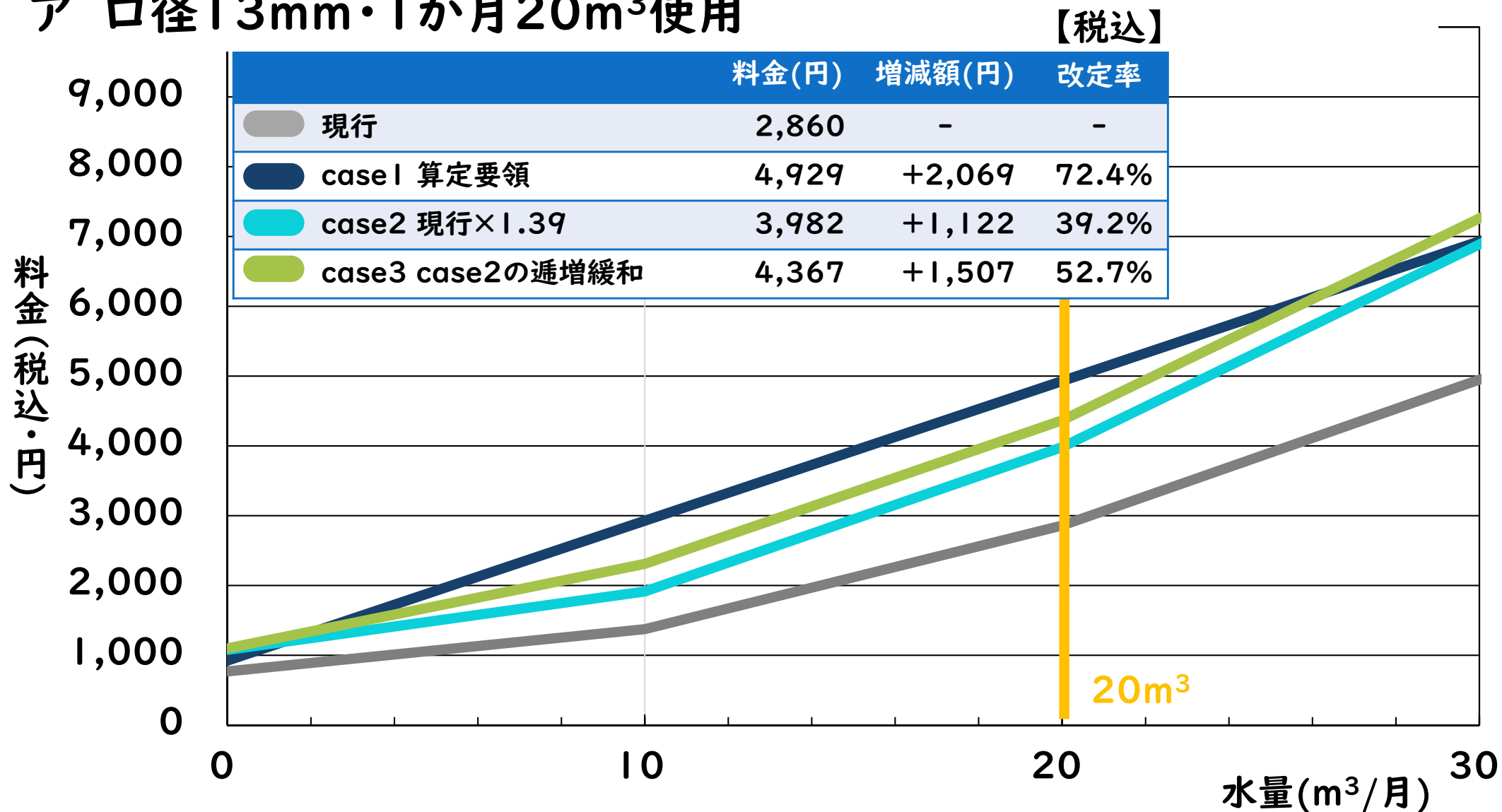
	口径	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)					
			1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般用	13mm	980	76	188	264	306	341	377
	20mm	1,670						
	25mm	3,760						
	40mm	10,850	264					
	50mm	18,490	264					
	75mm	41,700	264					
	100mm	69,500	264					
	150mm	152,900	264					
	200mm	222,400	264					
浴場用	同上口径による		76					

### 【計算例】

 1か月13mm 20m<sup>3</sup>使用の場合


## 4-3 改定による現行料金との比較

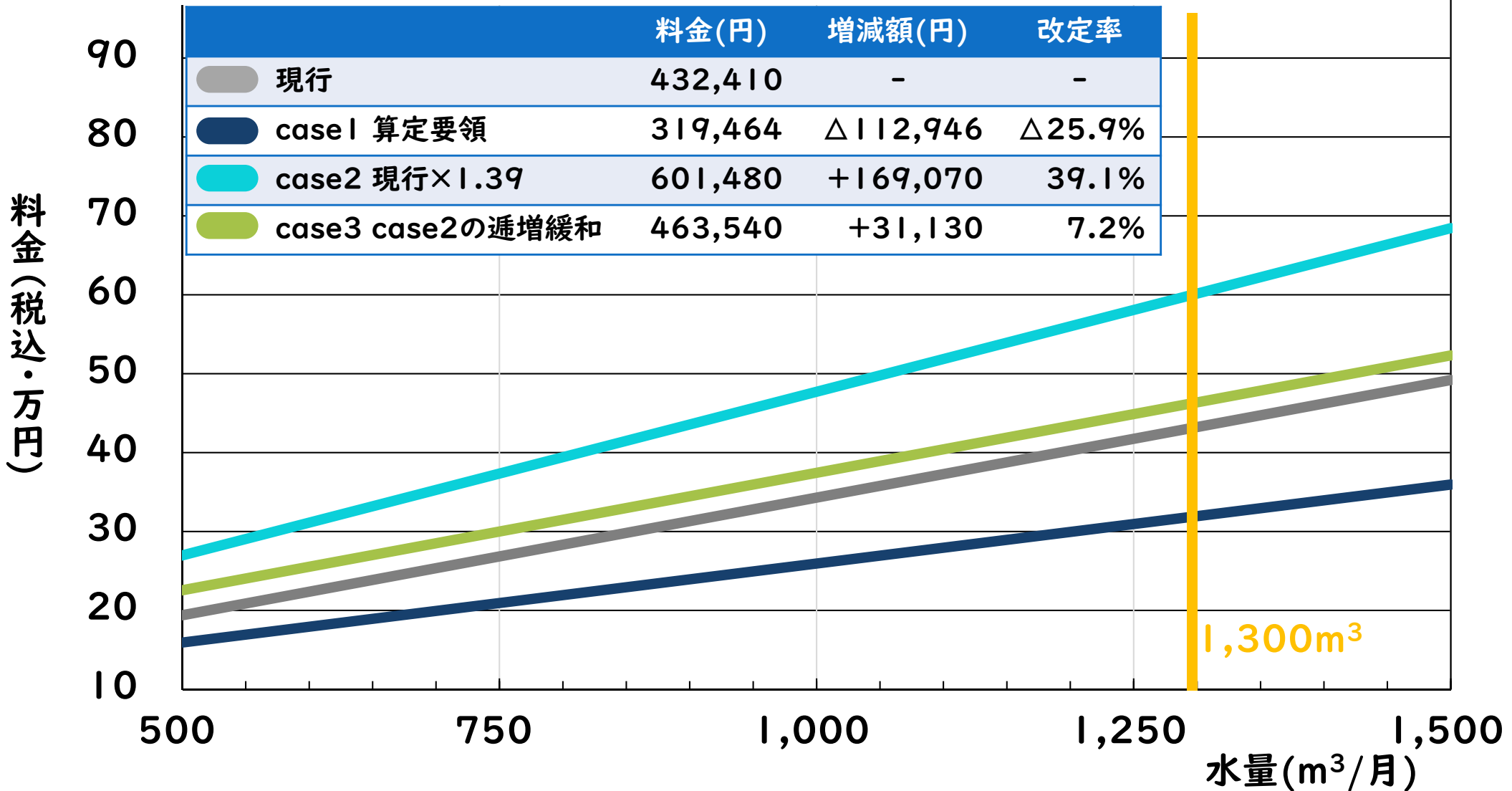
### ア 口径13mm・1か月20m<sup>3</sup>使用



## 4-3 改定による現行料金との比較

イ 口径100mm・1か月 1,300m<sup>3</sup>使用

【税込】



## 4-4 水道料金改定前後の比較（早見表）

### ア 小口利用者 1か月使用（税込み）

【case2】

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金(円)		値上額 (円)	改定率 (%)
		改定前	改定後		
13	5	1,072	1,496	424	39.6
	10	1,375	1,914	539	39.2
	15	2,117	2,948	831	39.3
	20	2,860	3,982	1,122	39.2
	25	3,905	5,434	1,529	39.2
	30	4,950	6,886	1,936	39.1
20	5	1,622	2,255	633	39.0
	10	1,925	2,673	748	38.9
	15	2,667	3,707	1,040	39.0
	20	3,410	4,741	1,331	39.0
	25	4,455	6,193	1,738	39.0
	30	5,500	7,645	2,145	39.0

## 4-4 水道料金改定前後の比較（早見表）

イ 大口利用者、1か月使用（税込み）

【case2】

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金(円)		値上額 (円)	改定率 (%)
		改定前	改定後		
50	100	37,180	51,689	14,509	39.0
	200	64,130	89,199	25,069	39.1
	300	93,940	130,669	36,729	39.1
	400	123,750	172,139	48,389	39.1
	500	153,560	213,609	60,049	39.1
100	1,000	342,980	477,070	134,090	39.1
	3,000	939,180	1,306,470	367,290	39.1
	5,000	1,535,380	2,135,870	600,490	39.1
	10,000	3,025,880	4,209,370	1,183,490	39.1

# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）**
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

# 5-1 現行使用料での財政シミュレーション

実績から今後までを通して確認できるように  
R6決算、R7決算見込み、R8当初予算を追加



(億円)

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収益的 収支	収益的収入	101	101	103	108	109	111	115	116	117	119	119	120	120
	収益的支出	97	100	106	113	114	116	121	123	124	126	127	128	129
	当年度純損益	4	1	△3	△5	△5	△5	△6	△7	△7	△7	△8	△8	△9
	累積欠損金	0	0	△2	△6	△11	△16	△22	△29	△36	△43	△51	△59	△68
資本的 収支	資本的収入	55	121	110	74	90	103	51	66	56	47	51	49	48
	資本的支出	93	169	154	117	131	144	89	104	93	83	86	84	82
	資金収支不足額	△38	△48	△44	△43	△41	△41	△38	△38	△37	△36	△35	△35	△34
資金残高		30	23	17	14	13	13	14	16	18	22	27	32	38

実績から今後までを通して確認できるように  
R6決算、R7決算見込み、R8当初予算を追加

## 5-2 総括原価の算定

### ア 資産維持費を含まない使用料対象経費

(億円)

費用		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
維持管理費	人件費	3	4	4	4	4	4	4	4
	動力費	2	3	3	3	3	3	3	3
	委託料	8	9	10	11	11	11	11	11
	修繕・工事請負費	1	1	2	1	1	1	2	2
	流域下水道維持管理負担金	17	18	19	19	19	19	19	19
	物件費その他	4	3	4	6	5	5	5	5
	合計	35	38	42	44	43	43	44	44
資本費	減価償却費等	60	61	63	68	70	72	76	77
資産維持費		0	0	0	0	0	0	0	0
控除額	雨水等公費負担分	33	34	36	41	42	44	47	48
	長期前受金戻入	19	19	20	21	21	21	22	23
	合計	52	53	56	62	63	65	69	71
特別単価調整分		2	2	2	2	2	2	2	2
使用料対象経費		45	48	51	52	52	52	53	52

※R6は決算、R7は決算見込み、R8は当初予算

## 5-2 総括原価の算定

スライドの追加

R18年度まで使用料対象経費を追加

## ア 資産維持費を含まない使用料対象経費

(億円)

費用		R14	R15	R16	R17	R18
維持管理費	人件費	4	4	4	4	4
	動力費	3	3	3	3	3
	委託料	11	11	11	11	11
	修繕・工事請負費	2	2	2	3	3
	流域下水道維持管理負担金	19	19	18	18	18
	物件費その他	5	5	6	5	5
	合計	44	44	44	44	44
資本費	減価償却費等	79	81	82	83	84
資産維持費		0	0	0	0	0
控除額	雨水等公費負担分	49	50	51	52	52
	長期前受金戻入	23	23	24	24	24
	合計	72	73	75	76	76
特別単価調整分		2	2	2	2	2
使用料対象経費		53	54	53	53	54

## 5-2 総括原価の算定

### イ 算定期間の検討

採用

(億円)

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14
使用料収入(現行)	①	138			150 <sup>※2※3</sup>
使用料対象経費	②	156			158
改定率(目安) <sup>※1</sup>	$(②-①)/①$	約13%			約5% <sup>※3</sup>

算定期間(4年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13~16
使用料収入(現行)	①	184				198 <sup>※2※3</sup>
使用料対象経費	②	209				212
改定率(目安) <sup>※1</sup>	$(②-①)/①$	約14%				約7% <sup>※3</sup>

算定期間(5年サイクル)		R9	R10	R11	R12	R13	R14~18
使用料収入(現行)	①	230					246 <sup>※2※3</sup>
使用料対象経費	②	261					267
改定率(目安) <sup>※1</sup>	$(②-①)/①$	約14%					約9% <sup>※3</sup>

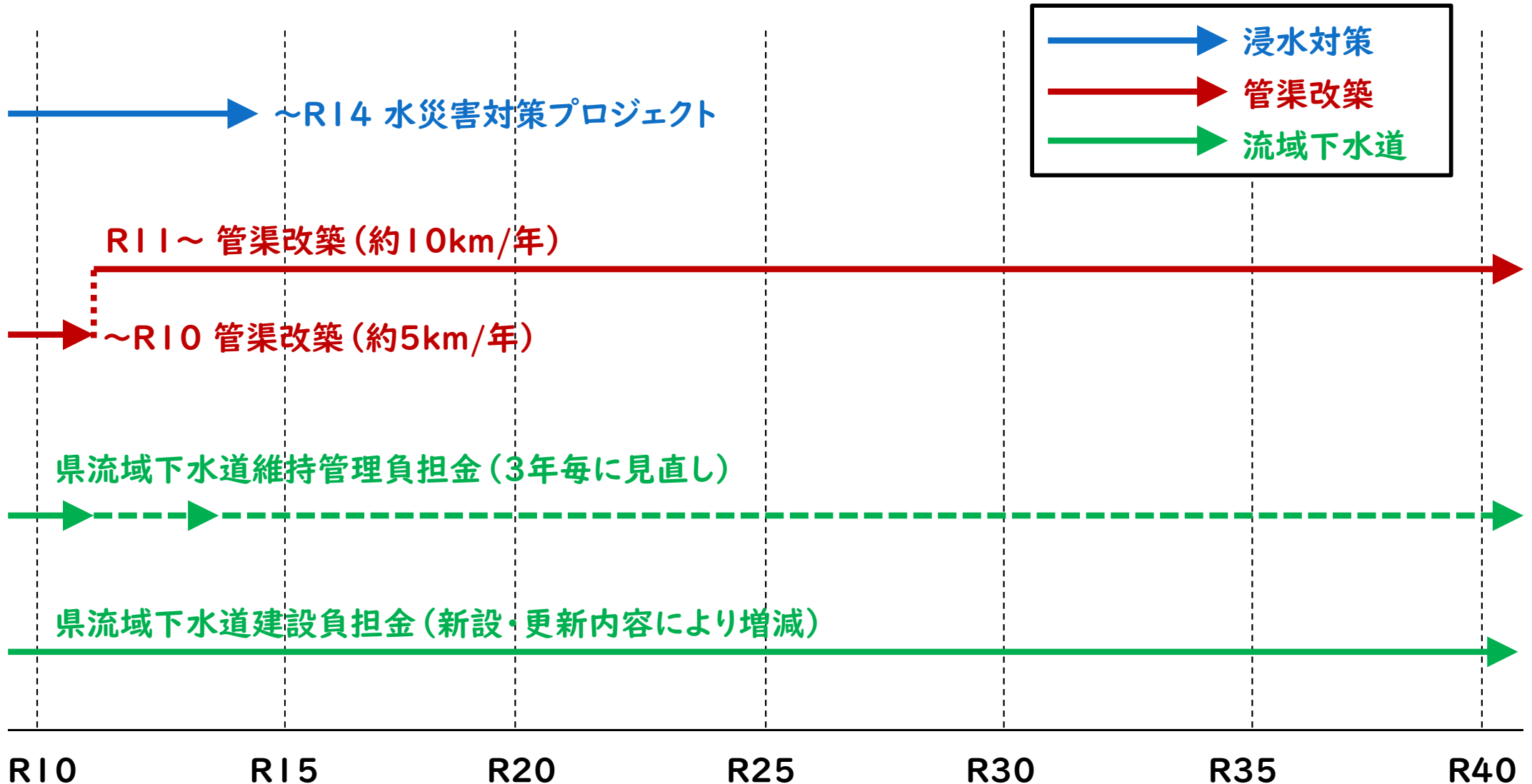
※1 ここでの改定率(目安)は資産維持費を含んでいない

※2 改定後の見込み

※3 前回資料からの変更箇所(水道との整合性)

## 5-2 総括原価の算定

### ウ 今後予定している主な事業



## 5-2 総括原価の算定

### エ 資産維持費の検討

資産維持費＝対象資産（約480億円）×資産維持率

使用料対象経費156 +		(億円)			
資産維持費		=	使用料対象経費 (資産維持費含む)	改定率 (目安)	経費 回収率
下水道使用料算定の基本的考え方		=	183	約33%	約118%
採用	改築計画等から算出 27	=			
水道料金算定要領に準じる		=	170	約23%	約109%
	対象資産×1% 14	=			
現状維持		=	156	約13%	約100%
	見込まない 0	=			

## 5-2 総括原価の算定

### オ 算定期間および総括原価のまとめ

#### 【資産維持率1%の場合】

算定期間(3年サイクル)		採用			R12~14	(億円)
		R9	R10	R11		
使用料収入(現行)	①		138		163※1	
使用料対象経費	②		170		172	
改定率(目安)	$(②-①)/①$		約23%		約6%	

#### 【資産維持費を見込まない場合】

算定期間(3年サイクル)		R9	R10	R11	R12~14	(億円)
使用料対象経費	②		156		158	
改定率(目安)	$(②-①)/①$		約13%		約5%	

※1 改定後の見込み

## 5-3 使用料改定の基本方針

設定理由等を整理

項目	説明	設定理由
改定手法	総括原価方式	
改定時期	令和9年4月1日	経営の安定性と周知期間の確保を考慮し設定
算定期間	3年間(令和9~11年度)	物価の変動に応じて使用料を適切に見直すため、算定期間を3年に設定
資産維持費	対象資産×1%	今後も予想される国庫補助金の内示割れへの対応、旧八橋終末処理場や公共下水道接続に伴う旧農業集落排水施設の撤去等に備えるための費用として設定
平均改定率	約23%	
改定による経営効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定期間内に発生する累積赤字の解消</li> <li>・算定期間内の経費回収率100%の確保</li> </ul>	

※平均改定率は、以降の使用料表の検討により、増減する。

# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）**
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

# 6-1 使用料体系の考え方

## ア 現行の下水道使用料と改定の方向性

項目		現行	改定の方向性
使用水別		水道水 水道水以外の水	継続
処理区域別		処理区域 処理区域外	継続
用途別		一般汚水 公衆浴場汚水	継続
基本 使用料	基本水量	10m <sup>3</sup>	廃止 ・使用水量が基本水量に満たない世帯の公平性の観点から廃止
	基本使用料の割合	約39%	維持
従量 使用料	累進度 (最高単価/最低単価)	2.36	維持

## 6-2 使用料体系の検討

### ア 改定ケースの考え方

#### case3 (MIX) を基本に検討

※基本水量制の廃止以外は現行使用料体系を継承するため、すべての利用者がほぼ一律の改定となり負担の公平性が高い

	現行	case 1 基本的考え方	case2 現行×平均改定率 (基本水量あり)	case3 MIX
試算方法	現状維持	下水道使用料算定の基本的考え方	現行単価 × 平均改定率	case 1とcase2 の組み合わせ
基本水量 (基本使用料)	10m <sup>3</sup>	廃止 →10m <sup>3</sup> 内の不公平感を 解消できる	維持	廃止 →10m <sup>3</sup> 内の不公平感を 解消できる
累進度 (従量使用料)	2.36	低下 →水量間の不公平感を 解消できる	維持	強化 →10m <sup>3</sup> 以下の単価を 低く設定
特徴	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として公平感を確保できる</li> <li>累進度の低下によって小口使用者の負担が増加する(大口の負担は減少)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者全員の改定率が同じ</li> <li>基本水量(10m<sup>3</sup>)間の不公平感はある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本水量の廃止に伴い、10m<sup>3</sup>以下の低い単価が設定されるため、累進度は上昇</li> </ul>
判定	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行と比べ、小口利用者の負担が大きくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>累進度の大きな緩和はできないほか、基本水量制が残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本水量制の廃止以外は、現行使用料体系を継承するため、一律の改定となり、負担の公平性が高い</li> </ul>
		×	△	○

## 6-2 使用料体系の検討

### イ 現在の使用料表

平成15年4月1日改定  
1か月分【税抜き・円】

#### 【水道水を使用した場合】

	区域	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)					
			11~ 30m <sup>3</sup>	31~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 500m <sup>3</sup>	500~ 1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> 以上
一般 汚水	処理区域	1,020	181	226	249	305	352	427
	処理区域外	577	107	123	138	169	195	235
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,020	48					
	処理区域外	577	27					

## 6-2 使用料体系の検討

### イ 現在の使用料表

平成15年4月1日改定  
1か月分【税抜き・円】

【水道水以外の水を使用した場合】

	区域	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)			
			11~15m <sup>3</sup>	16~100m <sup>3</sup>	101~500m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> 以上
一般 汚水	処理区域	1,020	75	142	149	160
	処理区域外	577	45	80	86	91
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,020	48			
	処理区域外	577	27			

## 6-2 使用料体系の検討

### ウ case1 基本的考え方に基づく使用料表

日本下水道協会が発刊している「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠

【水道水を使用した場合】

1か月分 【税抜き・円】

	区域	基本 使用料	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)						
			1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 30m <sup>3</sup>	31~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 500m <sup>3</sup>	500~ 1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> 以上
一般 汚水	処理区域	1,300	132	195	170	138	165	182	207
	処理区域外	800	80	117	102	83	99	110	125
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,300	59						
	処理区域外	800	30						

- 基本水量が廃止され、新たに「1~10m<sup>3</sup>」の従量料金区分が追加
- 累進度は1.57と低くなるが、小口使用者の負担が大きくなる

## 6-2 使用料体系の検討

### Ⅰ case2 現行使用料表×1.23

現行の使用料表に平均改定率を乗じる

【水道水を使用した場合】

1か月分【税抜き・円】

	区域	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)					
			11~ 30m <sup>3</sup>	31~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 500m <sup>3</sup>	500~ 1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> 以上
一般 汚水	処理区域	1,255	223	278	306	375	433	525
	処理区域外	710	132	151	170	208	240	289
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,255	59					
	処理区域外	710	33					

- 基本水量が維持されるため、10m<sup>3</sup>未満使用者の不公平感は解消されない
- 累進度は2.36からほぼ変化しない

## 6-2 使用料体系の検討

### オ case3 case1とcase2の考え方を併せた使用料表

case1「基本水量廃止」+case2「各単価を増額」

【水道水を使用した場合】

1か月分【税抜き・円】

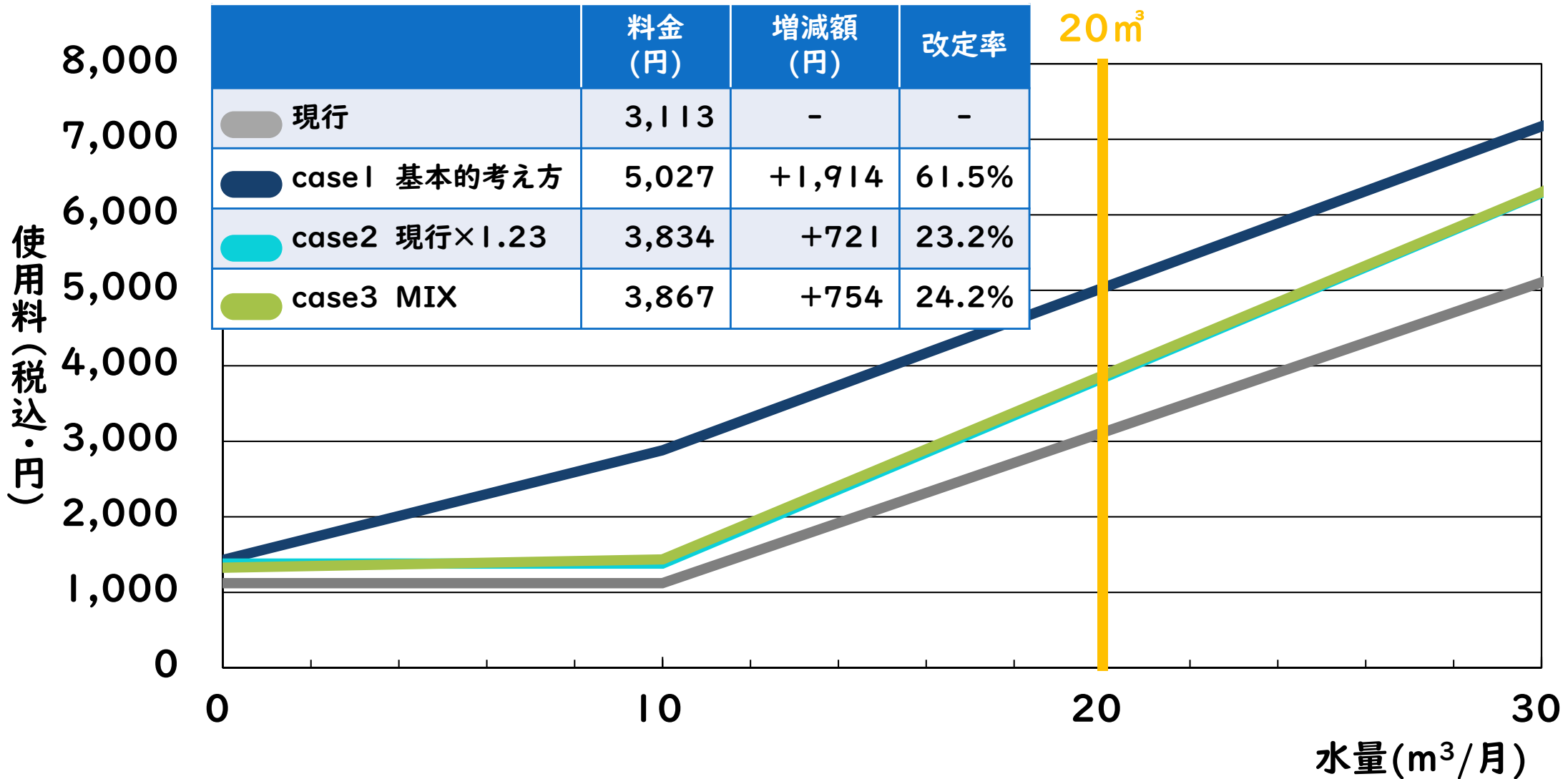
	区域	基本 使用料	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)						
			1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 30m <sup>3</sup>	31~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 500m <sup>3</sup>	500~ 1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> 以上
一般 汚水	処理区域	1,205	10	221	276	304	372	429	521
	処理区域外	688	6	131	150	168	206	238	287
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,205	59						
	処理区域外	688	33						

- 基本水量を廃止し、「1~10m<sup>3</sup>」の従量料金区分を新設
- 基本使用料を高める代わりに、「1~10m<sup>3</sup>」の単価を低く設定（累進度52.10）  
ただし、従来の水量区分における累進度2.36は維持

## 6-3 改定による現行使用料との比較

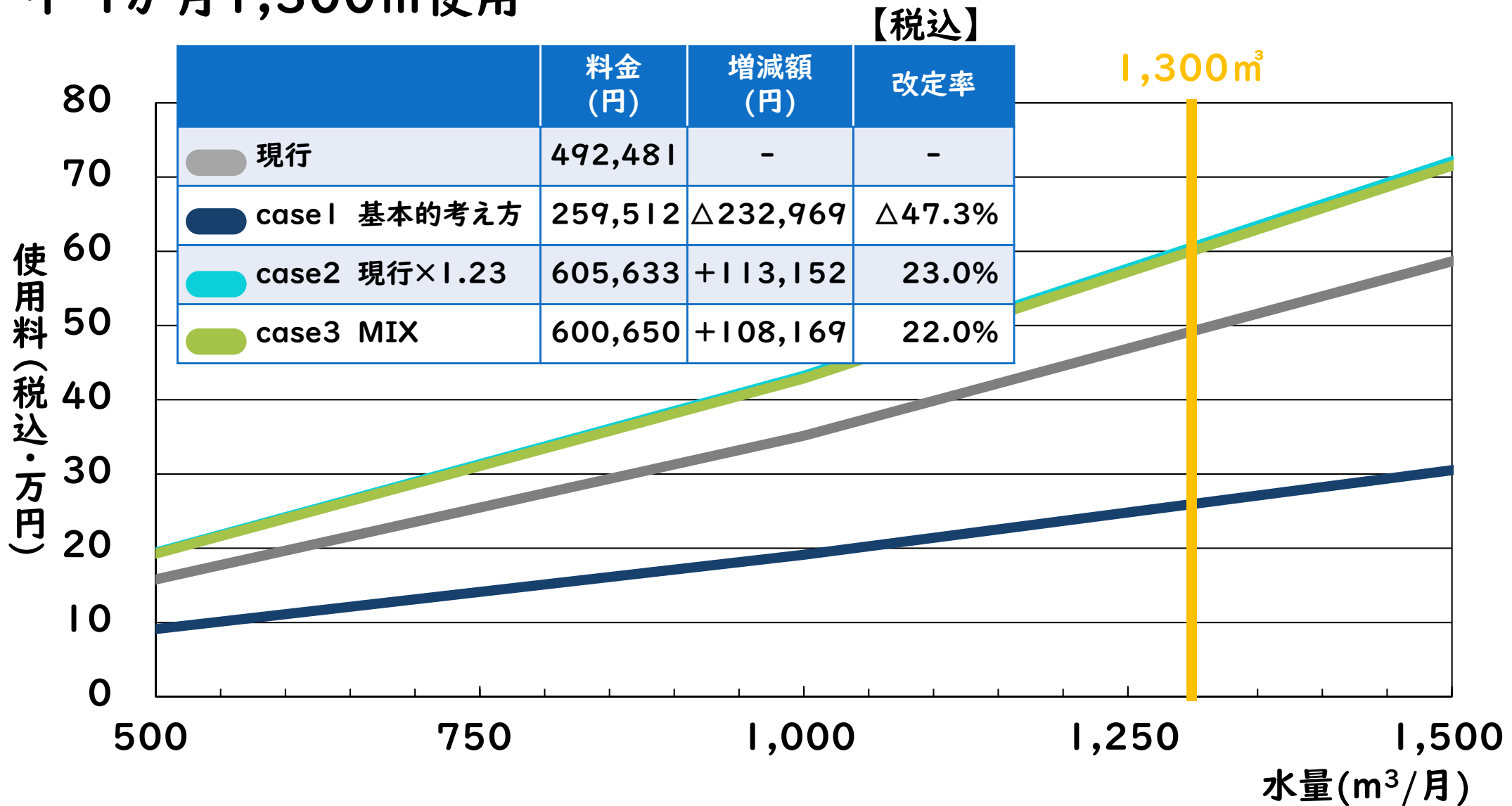
### ア 1か月20m<sup>3</sup>使用

【税込】



## 6-3 改定による現行使用料との比較

イ 1か月1,300m<sup>3</sup>使用



## 6-4 下水道使用料改定前後の比較（早見表）

### ア 水道水使用、処理区域内、1か月使用（税込み）

【case3】

使用水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料(円)		値上額 (円)	改定率 (%)
	改定前	改定後		
5	1,122	1,381	+ 259	23.0
10	1,122	1,436	+ 314	27.9
15	2,118	2,651	+ 533	25.2
20	3,113	3,867	+ 754	24.2
25	4,109	5,082	+ 973	23.7
30	5,104	6,298	+ 1,194	23.4
1,000	351,571	428,720	+77,149	21.9
3,000	1,290,971	1,574,920	+283,949	22.0
5,000	2,230,371	2,721,120	+490,749	22.0
10,000	4,578,871	5,586,620	+1,007,749	22.0




# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較**
- 8 今後のスケジュール

# 7-1 上下水道料金の改定前後比較

【1か月・税込み・円】




世帯人数 (代表的な構成)	使用水量 (口径)	現行			改定後		
		水道	下水道	計	水道 【case2】	下水道 【case3】	計
1人(1人暮らし) 	5m <sup>3</sup> (13mm)	1,072	1,122	2,194	1,496 (+424)	1,381 (+259)	2,877 (+683)
2人(夫婦) 	10m <sup>3</sup> (13mm)	1,375	1,122	2,497	1,914 (+539)	1,436 (+314)	3,350 (+853)
4人 (夫婦+子2人) 	① 20m <sup>3</sup> (13mm)	2,860	3,113	5,973	3,982 (+1,122)	3,867 (+754)	7,849 (+1,876)
	② 20m <sup>3</sup> (20mm)	3,410		6,523	4,741 (+1,331)		8,608 (+2,085)

① 13mm 目安:じゃ口 ~7個 (例:風呂、トイレ、洗面、流し台、洗濯機、給湯器、散水栓)

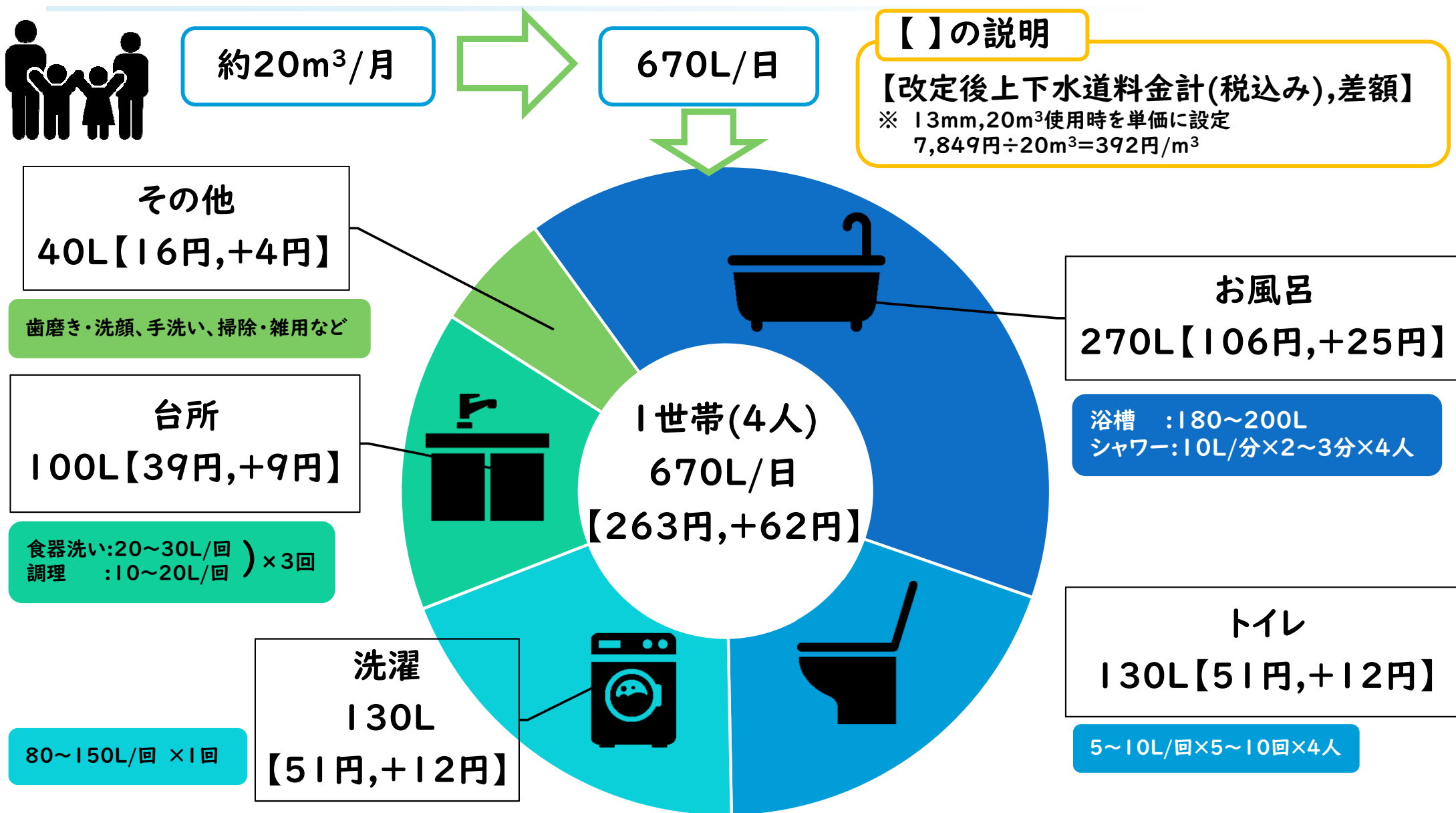
② 20mm 目安:じゃ口8~16個

## 7-2 上下水道料金の改定前後比較

【1か月・税込み・円】

代表的な例	使用水量 (口径)	現行			改定後		
		水道	下水道	計	水道 【case2】	下水道 【case3】	計
スーパー 	500m <sup>3</sup> (50mm)	153,560	157,971	311,531	213,609 (+60,049)	192,770 (+34,799)	406,379 (+94,848)
ホテル 	1,300m <sup>3</sup> (100mm)	432,410	492,481	924,891	601,480 (+169,070)	600,650 (+108,169)	1,202,130 (+277,239)
大規模病院 	8,000m <sup>3</sup> (150mm)	2,495,680	3,639,471	6,135,151	3,471,710 (+976,030)	4,440,420 (+800,949)	7,912,130 (+1,776,979)

# 7-3 家庭の水の使い方(4人家族の目安)



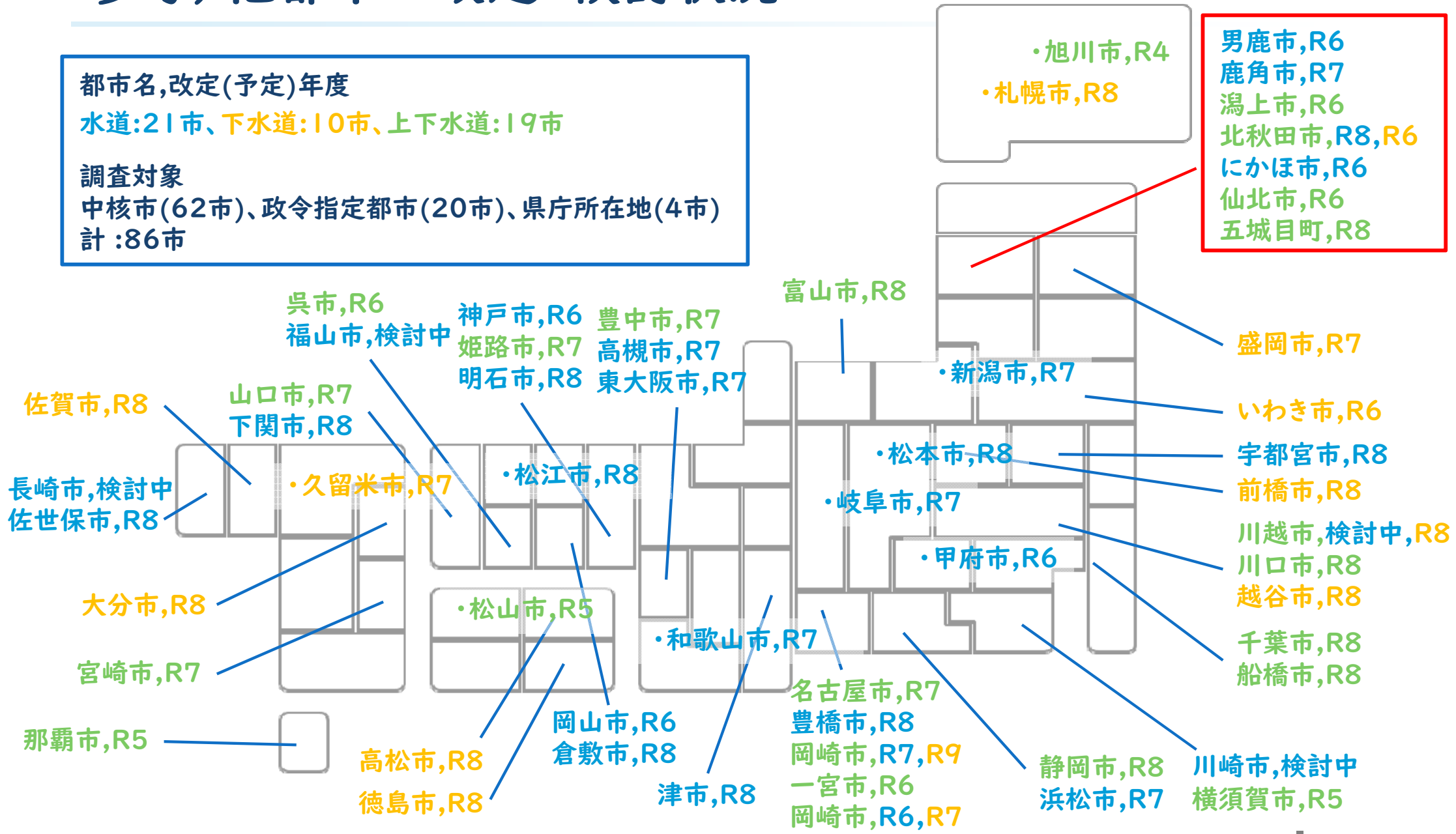
※ 目安であり使用方法や器具によって異なります。  
 国土交通省資料、東京都調査資料などにより独自算出

# 参考) 他都市の改定・検討状況

秋田県内25市町村

都市名,改定(予定)年度  
 水道:21市、下水道:10市、上下水道:19市  
 調査対象  
 中核市(62市)、政令指定都市(20市)、県庁所在地(4市)  
 計:86市

男鹿市,R6  
 鹿角市,R7  
 湯上市,R6  
 北秋田市,R8,R6  
 にかほ市,R6  
 仙北市,R6  
 五城目町,R8



# 秋田市上下水道事業経営審議会

## 改定の基本方針と料金表および使用料表について

- 1 前回審議会（令和7年度第2回）での意見と対応
- 2 今回の審議ポイント
- 3 水道料金改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 4 基本方針に基づく料金体系の検討（継続審議）
- 5 下水道使用料改定の基本方針（補足箇所の確認）
- 6 基本方針に基づく使用料体系の検討（継続審議）
- 7 上下水道料金の改定前後比較
- 8 今後のスケジュール

## 8 今後のスケジュール

令和8年5月 令和8年度第2回経営審議会  
(料金・使用料表の審議、  
答申案の検討)

令和8年7月 令和8年度第3回経営審議会  
(答申)

### 【お知らせ】

- ・ホームページで上下水道事業経営審議会の審議内容を公開中
- ・広報あきた、検針時チラシ、SNS等でも料金改定に関する情報を発信中



上下水道局  
トップページ  
こちら→

